

○行政機関が行う政策の評価に関する法律

平成二十六年一月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二五・五・三二法一八）本則二八条（平成二六・六・三〇）までに政令で定める日施行）による改正前の条文

■第六条第一項

① 行政機関の長（行政機関が、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会又は原子力規制委員会である場合にあつては、それぞれ公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会又は原子力規制委員会、以下同じ）は、基本方針に基づき、当該行政機関の所掌に係る政策について、三年以上五年以下の期間ごとに、政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という）を定めなければならない。